

滋賀県産科医研修資金および研究資金貸与要綱細則

令和4年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、滋賀県産科医研修資金および研究資金貸与要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 医療機関の開設者または管理者の勤務証明書兼推薦書（別記様式第3号）
- (3) 履歴書（別記様式第4号）
- (4) 口座振込依頼書（別記様式第5号）
- (5) 医師免許証の写し
- (6) 申請者の住民票記載事項証明書
- (7) 次条第1項に規定する連帯保証人の住民票記載事項証明書
- (8) 次条第1項に規定する連帯保証人の印鑑登録証明書
- (9) その他知事が必要を認めるもの

(連帯保証人)

第3条 申請者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人は、被貸与者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第4条 知事は、第2条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、資金を貸与することが適当であると認めるときは、貸与を決定するものとする。

2 知事は、資金の貸与を決定したときは、その旨を資金貸与決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第5条 前条第1項の規定により資金の貸与の決定を受けた者は、毎年度、借用証書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、資金の貸与の決定を受けた者が前項の規定による借用証書を提出しないときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条の規定による借用証書を受領した後、貸与すべき額を知事の指定する日に交付するものとする。

(異動の届出)

第7条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1)氏名または住所を変更したとき。
- (2)専門研修を中断または中止したとき。
- (3)専門研修を修了したとき。
- (4)専門研修または診療業務に従事する場所が変わったとき。
- (5)心身の故障のため、専門研修を継続する、または診療業務に従事し続ける見込みがなくなったとき。
- (6)診療業務に従事しなくなったとき。
- (7)連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- (8)要綱第7条第1号および第3号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (9)その他重要な事項に変更があったときまたは届け出るべき重要な事項が生じたとき。

2 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(貸与の辞退)

第8条 被貸与者は、資金の貸与を辞退しようとするときは、資金貸与辞退届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第9条 知事は、要綱第5条の規定により資金の貸与契約を解除したときは、資金貸与契約解除通知書（別記様式第9号）により被貸与者および連帯保証人に通知する。

(返還)

第10条 要綱第6条の規定により貸与を受けた資金を返還しなければならない者は、

同条各号のいずれかに該当する理由が生じた日から 15 日以内に資金返還計画書（別記様式第 10 号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、貸与を受けた資金を返還しなければならない者が前項の規定による返還計画書を提出しないときは、貸与を受けた資金の総額を一括して返還するよう請求することができる。
- 3 資金の返還および要綱第 9 条による延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。

（返還猶予の申請）

第 11 条 要綱第 7 条の規定により資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者（同条第 2 号に該当する者を除く。）は、資金返還猶予申請書（別記様式第 11 号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第 12 条 知事は、資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、資金返還猶予決定通知書（別記様式第 12 号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは、資金返還猶予不承認通知書（別記様式第 13 号）により前条の申請書を提出した者およびその連帯保証人に通知する。

（返還免除の申請）

第 13 条 要綱第 8 条の規定により資金の返還の免除を受けようとする者は、資金返還免除申請書（別記様式第 14 号）に、同条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第 14 条 知事は、資金の返還の免除を決定したときは、資金返還免除決定通知書（別記様式第 15 号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは資金返還免除不承認通知書（別記様式第 16 号）により前条の申請書を提出した者およびその連帯保証人に通知する。

（診療業務に従事した期間の計算方法）

- 第 15 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する診療業務に従事した期間に算入される期間は、月ごとに判断する。
- 2 診療業務に従事した月は、各月の勤務すべき日数のうち実勤務日数が半数を超え

て勤務した月を算入するものとし、それぞれの日数の取扱いは次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務すべき日数は、各月の日数から勤務する県内分娩取扱医療機関が就業規則等で定めた休日の日数を除いた日数とする。
 - (2) 実勤務日数は、前号の勤務すべき日数から災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により診療業務に従事していない日数を除いた日数とする。
 - (3) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により診療業務に従事していない日数は、勤務する県内分娩取扱医療機関が定める特別休暇の取得ならびに休職および休業期間の日数とし、年次有給休暇の取得日数を含まない日数とする。
- 3 要綱第8条第1項に規定する診療業務に従事している期間中、勤務する県内分娩取扱医療機関が就業規則等で定める一週間の所定労働時間よりも短い労働時間で勤務を行った期間がある場合は、当該期間を一週間ごとに常勤換算し、その月ごとの合計日数を用いて、診療業務に従事した月を判断する。
- 4 被貸与者は、前年度の勤務実績について、毎年度、知事が指定する日までに知事に報告しなければならない。

付 則

この細則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降の年度が資金の貸与の初年度となる者に適用する。